

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
き	(省略)	(省略)	(省略)	き	(同左)	(同左)	(同左)
	期日入札	24(1)	1 日のうちの入札期間内において入札書の提出を行われた後、同日中に開札を行う入札	き	期日入札	24(1)	1 日のうちの入札期間内において入札書の提出を行われた後、同日中に開札を行う入札
	<u>基準価額</u>	<u>41</u>	<u>公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額。)</u>		(新設)	(新設)	(新設)
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	(削除)		<u>小作地等</u>	<u>141(5)</u>	<u>農地法第2条の規定による小作地又は小作採草放牧地</u>
	(削除)	(削除)	(削除)		<u>小作農等</u>	<u>141(5)</u>	<u>小作地等の小作農及びその世帯員並びに小作地等について耕作又は養畜を行っている農業生産法人</u>
し	(省略)	(省略)	(省略)	し	(同左)	(同左)	(同左)
	J T	146	たばこ事業法第3条第1項に規定する日本たばこ産業株式会社	し	J T	146	たばこ事業法第3条第1項に規定する日本たばこ産業株式会社
	<u>市場性減価</u>	<u>41</u>	<u>公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	酒税等	144	酒税、たばこ税、揮発油税、 <u>地方</u>		酒税等	144	酒税、たばこ税、揮発油税、 <u>地方</u>

改正後				改正前			
	(省略)	(省略)	揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税 (省略)		(同左)	(同左)	道路税、石油ガス税及び石油石炭税 (同左)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (省略)</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、徴収法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（農地法第3条第7項、第5条第1項、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等）</p> <p>ニ～タ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定)</p> <p>41 (省略)</p> <p>(注)1 <u>見積価額は、まず公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。）を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（徴基通第98条関係1）。</u></p> <p>2 <u>鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する（徴基通第98条関係1(1)、2-2）。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 公売実施の一般的手続</p> <p style="text-align: center;">第2節 公売公告</p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (同左)</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) (同左)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、徴収法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（農地法第3条第4項、第5条第1項、<u>第73条第3項</u>、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等）</p> <p>ニ～タ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見積価額の公告及び通知</p> <p>(見積価額の決定)</p> <p>41 (同左)</p> <p>(注) <u>公売財産の見積価額は、客観的な時価（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいう。）を基礎として算定した試算価格から公売の特殊性を参酌して算定した価額で決定する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(賃借権等の内容の公告)</p> <p>46 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (1)の賃借権又は地上権の内容の記載に当たっては、不動産登記簿又は船舶登記簿に登記されているものについては当該登記簿の表示によるが(当該登記簿の表示と事実が相違している場合には、その内容を併記する。)、登記なくして対抗できる賃借権又は地上権(借地借家法第31条、罹災都市借地借家臨時処理法第10条、第14条、第25条の2、農地法第16条第1項等)があるときは、できるだけその権利者及び滞納者の双方について調査を行い、契約書等により把握した客観的な事実によること。この場合において、契約書等によって客観的な事実を把握できないときは、例えば、「滞納者及び借地権者の双方から聴取したところによれば地代何円と申し立てている。」等と記載することとする。</p> <p>なお、公売財産上に、地役権、永小作権、採石権、租鉱権等その財産を評価するに当たって重要と認められる権利及び建物の居住形態等についても上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11節 再公売の手続</p> <p>(再公売の手続)</p> <p>87 (省略)</p> <p>(1) 見積価額の変更等</p> <p>イ 見積価額の変更</p> <p><u>見積価額の変更は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因が後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でない</u>と認められる場合に行うものとする(徴収法第107条第2項、徴基通第107条関係1-2本文)。</p> <p><u>見積価額の変更</u>に当たっては、不動産の場合には近隣地域の地価の動向等を踏まえ</p>	<p>(賃借権等の内容の公告)</p> <p>46 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (1)の賃借権又は地上権の内容の記載に当たっては、不動産登記簿又は船舶登記簿に登記されているものについては当該登記簿の表示によるが(当該登記簿の表示と事実が相違している場合には、その内容を併記する。)、登記なくして対抗できる賃借権又は地上権(借地借家法第31条、罹災都市借地借家臨時処理法第10条、第14条、第25条の2、農地法第18条第1項等)があるときは、できるだけその権利者及び滞納者の双方について調査を行い、契約書等により把握した客観的な事実によること。この場合において、契約書等によって客観的な事実を把握できないときは、例えば、「滞納者及び借地権者の双方から聴取したところによれば地代何円と申し立てている。」等と記載することとする。</p> <p>なお、公売財産上に、地役権、永小作権、採石権、租鉱権等その財産を評価するに当たって重要と認められる権利及び建物の居住形態等についても上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11節 再公売の手続</p> <p>(再公売の手続)</p> <p>87 (同左)</p> <p>(1) 見積価額の変更等</p> <p>イ 見積価額の変更</p> <p><u>再公売を実施する場合において、直前の公売における見積価額を漫然と据え置くのは適当でなく、その見積価額が妥当でない</u>と認められるときは見直しを行うこと(徴収法第107条第2項)。</p> <p><u>見直し</u>に当たっては、不動産の場合には近隣地域の地価の動向等を踏まえた時点修</p>

改正後	改正前
<p>た時点修正を検討するとともに、見積価額の算定基礎に当該財産の市場性、公売の特殊性等が適切に反映されているかどうか検討した上で行うこと。</p> <p><u>なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、必要があると認めるときは、市場性減価を見直して見積価額の変更を行うものとする（徴基通第107条関係1-2なお書）。</u></p> <p>ロ（省略）</p> <p>(2)～(5)（省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p style="text-align: center;">第2節 国による買入れ</p> <p>（国による買入れ）</p> <p>93（省略）</p> <p>（注）国が農地法第23条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第1条《政府の国債証券の買入銷却》及び第3条《買入の方法》の規定により行う国債の買入しょう（銷）却等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、徴収法第110条《国による買入れ》の規定により行うものではないことに留意する。</p> <p>（権利移転及び危険負担の移転の時期）</p> <p>98（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>へ 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法第3条第1項、<u>第7項</u>）</p>	<p>正を検討するとともに、見積価額の算定基礎に当該財産の市場性、公売の特殊性等が適切に反映されているかどうか検討し、<u>必要に応じて見積価額を変更すること。</u></p> <p>ロ（同左）</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p style="text-align: center;">第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</p> <p style="text-align: center;">第2節 国による買入れ</p> <p>（国による買入れ）</p> <p>93（同左）</p> <p>（注）国が農地法第34条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第1条《政府の国債証券の買入銷却》及び第3条《買入の方法》の規定により行う国債の買入しょう（銷）却等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、徴収法第110条《国による買入れ》の規定により行うものではないことに留意する。</p> <p>（権利移転及び危険負担の移転の時期）</p> <p>98（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>へ 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法第3条第1項、<u>第4項</u>）</p>

改正後	改正前
<p>ト (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (省略)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 移転登記の嘱託の特例</p> <p>イ 差押登記後の第三取得者が買受人となった場合 差押登記後にその不動産を取得した第三者が買受人となった場合には、差押登記後の権利移転の登記の抹消を嘱託するとともに、その第三者への権利移転登記の嘱託をすること (昭和 30. 5. 31 付民事甲第 970 号民事局長通達参照)。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 物上保証人が買受人となった場合 担保財産を滞納処分 の例により処分した 場合 (通則法第 52 条参照) において、その物上保証人が買受人となったときは、当該処分により消滅した権利の登記の抹消のみを嘱託し、当該買受人への権利移転登記の嘱託は要しないこと (昭和 35. 7. 7 付民事甲第 1725 号民事局長通達参照)。</p> <p>ニ・ホ (省略)</p> <p>(7)～(9) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 特殊財産についての換価</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 (省略)</p> <p>(1) 農地等に当たるか否かの確認 土地登記簿上の地目が田又は畑である土地の公売に当たって、当該土地の現況が農地</p>	<p>ト (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(不動産の権利移転手続)</p> <p>101 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 移転登記の嘱託の特例</p> <p>イ 差押登記後の第三取得者が買受人となった場合 差押登記後にその不動産を取得した第三者が買受人となった場合には、差押登記後の権利移転の登記の抹消を嘱託するとともに、その第三者への権利移転登記の嘱託をすること (昭和 35. 8. 16 付徴徴 4-23 「担保財産の換価において物上保証人が買受人となる場合等の取扱について」通達参照)。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 物上保証人が買受人となった場合 担保財産を滞納処分 の例により処分した 場合 (通則法第 52 条参照) において、その物上保証人が買受人となったときは、当該処分により消滅した権利の登記の抹消のみを嘱託し、当該買受人への権利移転登記の嘱託は要しないこと (昭和 35. 8. 16 付徴徴 4-23 「担保財産の換価処分において物上保証人が買受人となる場合等の取扱について」通達参照)。</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>(7)～(9) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 特殊財産についての換価</p> <p>(農地等の換価)</p> <p>141 (同左)</p> <p>(1) 農地等に当たるか否かの確認 土地登記簿上の地目が田又は畑である土地の公売に当たって、当該土地の現況が農地</p>

改正後		改正前	
<p>等以外となっていると認められる場合には、農地法第4条第1項《農地の転用の制限》、第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可（同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出を含む。）があったことが明らかである場合を除き、当該土地が農地等に該当するか否かについて、「農地等の現況に関する照会書」（様式460440）により農業委員会に照会し、その回答を受けた後、農地等として公売するか農地等以外として公売するかを決するものとする（昭和58.2.24付58構改B第203号農林水産省構造改善局長通達）。</p> <p>なお、土地登記簿上の地目が牧場で、現況が農地等以外となっている土地の公売に当たっても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>（注）1 （省略）</p> <p>2 上記の照会に係る土地について、農地法第51条第1項《違反転用に対する処分》の規定による原状回復命令が発せられる見込みである旨の回答（調査結果の報告を含む。）があった場合には、その回答の日から2週間以内に、農業委員会又は農業委員会事務局長から税務署長に対して、都道府県知事が原状回復命令を発した旨又は原状回復命令を発する見込みがなくなった旨の通知がされるので、その通知を受けた後に公売を実施することに留意する。</p> <p>（2）買受適格証明書の提出等</p> <p>差し押さえた農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>イ・ロ （省略）</p>		<p>等以外となっていると認められる場合には、農地法第4条第1項《農地の転用の制限》、第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可（同法第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による届出を含む。）又は同法第73条第1項《売り渡した土地等の処分の制限》の規定による許可（転用を目的とする権利の設定又は移転に係るものに限る。）があったことが明らかである場合を除き、当該土地が農地等に該当するか否かについて、「農地等の現況に関する照会書」（様式460440）により農業委員会に照会し、その回答を受けた後、農地等として公売するか農地等以外として公売するかを決するものとする（昭和58.2.24付58構改B第203号農林水産省構造改善局長通達）。</p> <p>なお、土地登記簿上の地目が牧場で、現況が農地等以外となっている土地の公売に当たっても、これに準じて取り扱うものとする。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 上記の照会に係る土地について、農地法第83条の2第1項《違反転用に対する処分》の規定による原状回復命令が発せられる見込みである旨の回答（調査結果の報告を含む。）があった場合には、その回答の日から2週間以内に、農業委員会又は農業委員会事務局長から税務署長に対して、都道府県知事が原状回復命令を発した旨又は原状回復命令を発する見込みがなくなった旨の通知がされるので、その通知を受けた後に公売を実施することに留意する。</p> <p>（2）買受適格証明書の提出等</p> <p>差し押さえた農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。</p> <p>イ・ロ （同左）</p>	
区	分	行政庁	
1	農地法第3条第1項の許可 (1) 農地法施行令第4条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者がその住所のある市町村の区域の外にある農地等を取得	都道府県知事	
1	農地法第3条第1項の規定による許可 (1) 農地法施行令第1条の3に規定する農業協同組合以外の者がその住所のある市町村の区域の外にある農地等を取得する場合又は同令第	都道府県知事	

改正後		改正前	
<p>する場合又は同令第5条各号に掲げる場合</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>2 農地法第5条第1項の許可又は同条第4項の協議の成立</p> <p>(1) 同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合(農地法施行令第8条第1項各号に掲げる地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第16条に規定する要件に該当するものを除く。)</p> <p>(2) (1)以外の場合 (削除)</p> <p>3 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理</p> <p>4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p>	<p>農業委員会</p> <p>地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)</p> <p>都道府県知事</p> <p>農業委員会</p> <p>農業委員会</p>	<p>1条の4各号に掲げる場合</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>2 農地法第5条第1項の規定による許可</p> <p>(1) 同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合(農地法施行令第1条の8第1項各号に規定する地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第1条の16に規定する要件に該当するものを除く。)</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>3 農地法第73条第1項の規定による許可</p> <p>(1) 同一の事業の用に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにするを目的としてその農地を取得する場合において、当該事業の用に供するため農地法第61条の規定により売り渡された土地等の権利を取得する場合(農地法施行令第1条の8第1項各号に規定する地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第13条の3に規定する要件に該当するものを除く。)</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>4 農地法第3条第1項第7号の3の規定による届出の受理</p> <p>5 農地法第5条第1項第3号の規定による届出の受理</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p>	<p>農業委員会</p> <p>地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)</p> <p>都道府県知事</p> <p>地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)</p> <p>都道府県知事</p> <p>農業委員会</p> <p>農業委員会</p>

改正後	改正前
<p>3 北海道にある農地等に係る農林水産大臣の許可は、<u>農林水産省行政文書決裁規則</u>（平成12年農林水産省訓令第14条）<u>第7条第1項第5号の規定</u>により農村振興局長が決裁委任により処理する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 権利移転手続</p> <p>農地等の譲渡については、農業委員会等の許可又は届出の受理を要することとなっているので、換価事務担当者は、買受人に対して農業委員会等あてに許可の申請、<u>協議又は届出を行わせることとし、農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を速やかに呈示するよう指示すること。</u>この場合において、その「申請書」、<u>「協議書」又は「届出書」には、「売却決定通知書」を添付させること。</u></p> <p>なお、この許可又は届出の受理がされない場合には、譲渡の効力が生じないことに留意する（農地法第3条第7項、第5条第3項）。</p> <p>(注) 農地等の権利移転登記の嘱託に際しては、上記の「許可書」、<u>「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」の添付を要しないことに留意する</u>（昭和21.9.3付民事甲第569号民事局長通達参照）。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 北海道にある農地等に係る農林水産大臣の許可は、<u>農林水産省文書決裁規則</u>（平成12年農林水産省訓令第14条）<u>第7条</u>により農村振興局長が決裁委任により処理する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 権利移転手続</p> <p>農地等の譲渡については、農業委員会等の許可又は届出の受理を要することとなっているので、換価事務担当者は、買受人に対して農業委員会等あてに許可の申請又は届出を行わせることとし、農業委員会等が交付する「許可書」又は「受理通知書」を速やかに呈示するよう指示すること。この場合において、その「申請書」又は「届出書」には、「売却決定通知書」を添付させること。</p> <p>なお、この許可又は届出の受理がされない場合には、譲渡の効力が生じないことに留意する（農地法第3条第4項、第5条第3項、<u>第73条第3項</u>）。</p> <p>(注) 農地等の権利移転登記の嘱託に際しては、上記の「許可書」又は「受理通知書」の添付を要しないことに留意する（昭和21.9.3付民事甲第569号民事局長通達参照）。</p> <p>(5) <u>小作地等の換価</u></p> <p><u>農地法第2条の規定による小作地又は小作採草放牧地（以下「小作地等」という。）の換価手続は、上記(1)～(4)に定めるところによるが、この場合においては、46（賃借権等の内容の公告）により、その小作地等の権利の内容を公告することに留意すること（徴収法第99条第4項、農地法第18条第1項）。</u></p> <p>(注) <u>小作地等の譲渡については、次の場合を除き、譲受人がその小作農及びその世帯員並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行っている農業生産法人（以下「小作農等」という。）でなければ許可又は届出の受理はされないことに留意する（農地法第3条第2項第1号）。</u></p> <p><u>1 小作農等が、その小作農等以外の者に対し所有権を移転することにつき、権利移転の許可の申請前6か月以内に同意した旨が書面において明らかな場合</u></p> <p><u>2 滞納処分による差押え後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 買受人がない場合</p> <p>農地等を換価に付しても買受人がない場合（(2)による「買受適格証明書」を有しない者がその公売に参加した場合を含む。）には、文書により、農林水産大臣（手続は、地方農政局長（北海道に所在する農地等にあつては経営局長、沖縄県に所在する農地等にあつては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）が行う。）に対し、その農地等の買取りの申出ができる（農地法第23条第1項、昭和27.12.8付農林水産省地局第3876号「農地法関係事務処理要領（既墾地の部）その(二)について」通達）。</p> <p>イ 上記の申出の文書には、次の事項を記載する必要がある（農地法施行規則第70条）。</p> <p>(イ)～(ハ) （省略）</p> <p>ロ 上記の申出があつた場合には、地方農政局長は、①農地等の買受け後、その農地等の上にある担保権で担保される債権を弁済する必要があるとき、②売却条件が国に不利になるように変更されているとき、③農地等の買受け後もその土地につき所有権に関する仮登記上の権利又は仮処分の執行に係る権利が存続するときを除き、その農地等を買取る旨を申し入れなければならないこととされている（農地法第23条第1項）。この場合の公売手続は、随意契約の手続に準じて行うものとするが、国の買取価額は、農地法施行令第25条《農地又は採草放牧地の対価の算定方法》で定めるところにより算出された額となっていることに留意すること。</p> <p>(注) （省略）</p> <p>（現況非農地の換価）</p> <p>142 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 滞納者が上記の申請を行わない場合において、農地法第4条第1項《農地の転用の制限》及び第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可（同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出を含む。）がされていないときは、141の(1)の「農地等の現況に関する照会書」に対する農業委員会の「回答書」を得た上で、当該土地が土地登記簿上の記載にかかわらず農地等には該</p>	<p style="text-align: center;"><u>地等をその差押えに基づいて公売する場合</u></p> <p>(6) 買受人がない場合</p> <p>農地等を換価に付しても買受人がない場合（(2)による「買受適格証明書」を有しない者がその公売に参加した場合を含む。）には、文書により、農林水産大臣（手続は、地方農政局長（北海道に所在する農地等にあつては経営局長、沖縄県に所在する農地等にあつては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）が行う。）に対し、その農地等の買取りの申出ができる（農地法第34条、昭和27.12.8付農林水産省地局第3876号「農地法関係事務処理要領（既墾地の部）その(二)について」通達）。</p> <p>イ 上記の申出の文書には、次の事項を記載する必要がある（農地法施行規則第21条）。</p> <p>(イ)～(ハ) （同左）</p> <p>ロ 上記の申出があつた場合には、地方農政局長は、①農地等の買受け後、その農地等の上にある担保権で担保される債権を弁済する必要があるとき、②売却条件が国に不利になるように変更されているとき、③農地等の買受け後もその土地につき所有権に関する仮登記上の権利又は仮処分の執行に係る権利が存続するときを除き、その農地等を買取る旨を申し入れなければならないこととされている（農地法第34条第1項）。この場合の公売手続は、随意契約の手続に準じて行うものとするが、国の買取価額は、農地法施行令第2条《農地の対価の算定方法》で定めるところにより算出された額となっていることに留意すること。</p> <p>(注) （同左）</p> <p>（現況非農地の換価）</p> <p>142 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 滞納者が上記の申請を行わない場合において、農地法第4条第1項《農地の転用の制限》及び第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可（同法第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による届出を含む。）又は同法第73条第1項《売り渡した土地等の処分の制限》の規定による許可（転用を目的とする権利の設定又は移転に係るものに限る。）がされていないときは、141の(1)の「農</p>

改正後	改正前
<p>当しない旨を公売公告し、農地等以外として公売を行うこと。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(酒税等課税前の財産の換価)</p> <p>144 酒税、たばこ税、揮発油税、<u>地方揮発油税</u>、石油ガス税及び石油石炭税（以下酒税等という。）の課税前の物品の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等</p> <p>換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の4の(2)《返納に伴う処理》に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の2の(2)《<u>払渡手続</u>》の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3</p>	<p>地等の現況に関する照会書」に対する農業委員会の「回答書」を得た上で、当該土地が土地登記簿上の記載にかかわらず農地等には該当しない旨を公売公告し、農地等以外として公売を行うこと。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(酒税等課税前の財産の換価)</p> <p>144 酒税、たばこ税、揮発油税、<u>地方道路税</u>、石油ガス税及び石油石炭税（以下酒税等という。）の課税前の物品の換価については、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(売却決定の取消しに伴う処理)</p> <p>156 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 配当した換価代金等の回収等</p> <p>換価代金を換価財産上の質権者、抵当権者等に配当しているとき及び換価代金の残余金を滞納者に交付しているときは、「売却決定取消通知書」により売却決定を取り消す旨を通知する際に併せてその返納を求めること。この場合において、その返納を受けたときは、歳入歳出外現金出納官吏は、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の4の(2)《返納に伴う処理》に準じ歳入歳出外現金として受け入れるとともに、管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第3の2の(2)《<u>払渡手続</u>》の定めるところにより買受人等に返還すること。</p> <p>なお、上記の換価代金を返納すべき者がその金額を返納しない場合には、歳出金からその金額相当額を買受人等に返還すること。この場合においては、支出官からその旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知されるから、通知を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、国の債権の管理等に関する法律第12条《発生等に関する通知》の規定により、上記の歳出金相当金額についての「売却決定取消決議書」及び「配当取消決議書」を「債権発生通知書」（財務省所管債権管理事務取扱細則別紙第4号書式）とみなして、歳入徴収官等に送付すること（管理運営事務提要（事務手続編）第4編第5章第5節第2款第4の3</p>

改正後	改正前
<p>の(4)。 (注) (省略) (5)・(6) (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>の(4)。 (注) (同左) (5)・(6) (同左)</p> <p>(同左)</p>